

第四次三重県子ども読書活動推進計画

令和2年3月

三重県教育委員会

目 次

1 基本的な考え方	1
(1) 子どもの読書活動の意義	
(2) 子どもを取り巻く環境の変化	
(3) 国・県・市町の動き	
(4) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題	
(5) 「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の基本的な方針（県の取組方向）	
(6) 子どもの読書活動計画の点検・評価と関係機関の連携・協力	
(7) 計画期間	
2 家庭・地域・学校等における推進方策	7
(1) 家庭	7
(ア) 家庭の役割	
(イ) これまでの取組の成果と課題	
(ウ) 家庭での読書活動を進める今後の取組	
(2) 地域	10
(ア) 地域の役割	
(イ) これまでの取組の成果と課題	
(ウ) 地域における今後の取組	
《県教育委員会》	
《県立図書館》	
《市町立図書館》	
《公民館、児童館等》	
《読書ボランティア、地域ボランティア》	
《高等教育機関、民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等》	
(3) 学校等	24
(ア) 学校等の役割	
(イ) これまでの取組の成果と課題	
(ウ) 学校等における今後の取組	
《小・中学校》	
《県立高等学校》	
《県立特別支援学校》	
《幼稚園・認定こども園及び保育所》	

3	計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）	33
(1)	推進体制の充実	33
	(ア) 三重県子ども読書活動推進会議等の開催	
	(イ) 市町等教育委員会等との連携・協力	
	(ウ) 民間事業者等多様な主体との連携	
	(エ) 助言や情報提供等の支援	
	(オ) 研修会等の開催によるスキルアップ	
	(カ) 読書ボランティア等に対する支援	
	(キ) 社会的機運の醸成	
	(ク) その他	
(2)	三重県子ども読書活動推進計画の進行管理	35
4	成果指標と成果目標	36
5	資料編	
	【資料Ⅰ】 調査・統計資料	37
	【資料Ⅱ】 県内公立図書館等一覧	41
	【資料Ⅲ】 三重県子ども読書活動推進会議委員名簿	44
	【資料Ⅳ】 第四次三重県子ども読書活動推進計画概要	45

1 基本的な考え方

(1) 子どもの読書活動の意義

子ども^{※1}は、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分なりの考えを持つことができるようになります。読書経験を積み重ねていく中で、感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。

また、多くの知識を得たり、多様な文化に触れたりすることにより、子どもは学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身につけていきます。

こうした知的活動の基礎となる読書（読書活動^{※2}）は、「書くこと」と併せて子どもの成長にとって大変重要であり、人生をより深く生きる力を身につけるための大切な手段の一つです。

『子どもと本をつなぐ』

子どもが本に親しむ原点は「楽しさ」です。
「楽しさ」を繰り返し味わうことで、子どもは本が好きになります。
子どもが「楽しさ」を経験する場をつくることは、大人の役割です。

読むことで、読む力が育ちます。
読む機会が多くなれば、読む力もさらに育っていきます。
子どもと本の出会いを広げることは、大人の役割です。

安心して本を読む場所がある。
読みたくなるような魅力的な本がある。
本をすすめてくれる人がいる。
子どもと本をつなぐことは、大人の役割です。

作：三重県子ども読書活動推進会議

(2) 子どもを取り巻く環境の変化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

特に、電子書籍の普及により、書籍を紙媒体で読むだけでなく、電子媒体で読むことも選択できるようになるなど、読書の形態が変化しています。

また、内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用すると回答した青少年の平日1日当たりの平均利用時間は、年々増加するとともに、小、中、高校生と年齢が進むにつれて長時間の利用となる傾向があります。

※1 子ども：本計画では、概ね18歳以下の者をいう。

※2 読書活動：本を読む、絵本を見たり話を聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書く、本に基づいて実際に体験するなど、読書に関わる活動全般。

なお、「本を読む」については、電子書籍を含み、文学だけでなく、科学読み物やノンフィクションなど、多様な種類の本に親しむことをいう。また、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本（読み物）に親しむことを含むこととする。

<青少年のインターネットの利用状況>

	平成 30 年度		平成 29 年度		平成 28 年度	
	平日平均利用時間	2 時間以上の割合	平日平均利用時間	2 時間以上の割合	平日平均利用時間	2 時間以上の割合
総数	168.5 分	61.5%	159.3 分	57.0%	154.3 分	56.3%
小学生	118.2 分	39.4%	97.3 分	33.4%	93.4 分	32.5%
中学生	163.9 分	61.0%	148.7 分	56.7%	138.3 分	51.7%
高校生	217.2 分	82.6%	213.8 分	74.2%	207.3 分	76.7%

(内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」)

加えて、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が少なくなり、幼児期からの読書習慣の形成は難しくなっています。また、中学生・高校生の読書離れも進む傾向にあります。

(3) 国・県・市町の動き

国は、子どもの成長過程における読書活動の重要性に鑑み、平成 13 年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、概ね 5 年間の施策の基本的な方策を示した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を逐次策定し、現在では、平成 30 年 4 月に策定された第四次基本計画に基づき施策が推進されています。

また、平成 26 年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書^{※3※4}の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について定められました。平成 29 年及び平成 30 年に公示された新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが求められています。

そして、新幼稚園教育要領や保育所保育指針等では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことが定められています。

本県においては、法律や国の基本計画をふまえ、平成 16 年に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、概ね 5 年ごとに改定を行い、子どもの読書活動の推進のための方策を示すとともに、取組を推進してきました。

※3 司書：図書館法第 4 条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。

※4 学校司書：学校図書館法の一部を改正する法律（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、専ら学校図書館の職務に従事する職員を「学校司書」と位置づけている。

さらに、平成 24 年度から「みえの学力向上県民運動^{※5}」を展開し、読書活動の推進を運動の柱の一つとして、学校における朝の一斉読書を実施するなど取組を進めてきました。

また、県内市町においては、14 市 13 町が子ども読書活動推進計画を策定し、それぞれの状況に応じた取組を推進しています。

(4) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題

「第三次三重県子ども読書活動推進計画」では、家庭・地域・学校による役割を明確にしながら、各主体における今後の方策を示し取組を進めてきました。

その結果、学校の授業時間以外における小学生の不読率がやや改善したほか、県内公立図書館の児童書貸出冊数が増加するとともに、学校司書を配置する小・中学校の割合や学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合や高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数が増加するなど、子どもの読書活動の重要性が徐々に理解され、地域や学校等で読書活動に親しむ機会が増加しました。

しかしながら、学校の授業時間以外における不読率や読書ボランティアと連携している小・中学校の割合、学校図書館を活用した授業を計画的に行っている小・中学校の割合は依然として全国平均には及ばないなど、引き続き対応すべき課題が残っています。

こうしたことについて学校現場からは、「部活動や塾等により生徒の多忙化が進んでいる」、「高齢化等の理由で地域ボランティアへの参加が減少している」、「始業前の時間は英語や学力補充に時間が使われることがあり、朝の一斉読書の回数は少なくなりつつある」といった要因が指摘されています。

これらの課題をふまえ、今後も家庭・地域・学校それぞれの役割に応じた読書習慣の形成を効果的に図る必要があります。

※5 みえの学力向上県民運動：平成 24 年度から三重県・三重県教育委員会が展開している。自らの夢の実現をめざし、失敗を恐れず主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力（自立する力）や、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力（共に生きる力）を育むことを目的とする。「主体的に学び行動する意欲」、「学びと育ちの環境づくり」、「読書をとおした学び」の 3 つの視点で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育ていくために県民総参加で取り組む運動である。

この県民運動の基本方針の中で、読書は、知的活動（論理や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤をなす言語に関する能力を育むうえで欠くことのできないものとして、子どもたちの生涯にわたる読書習慣を育成することとしている。

＜第三次三重県子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況＞

目指す成果	指標		実績(平成 26 年度)	実績(平成 31 年度)	目標数値(平成 31 年度)
家庭において読書習慣が身につく	①(新)※普段(月～金曜日)、1日当たり読書を全くしない県内公立小・中学校児童生徒の割合	小学校	21.4% (全国 19.3%)	19.1% (全国 18.7%)	18.0%
		中学校	35.7% (全国 34.3%)	38.7% (全国 34.8%)	28.0%
地域において公立図書館をはじめとした多様な主体が連携して読書活動が推進される	②ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H24〉69% (全国 81.2%)	〈H28〉70.4% (全国 81.4%)	〈H30〉76.0%
		中学校	〈H24〉23.9% (全国 27.2%)	〈H28〉22.7% (全国 30.0%)	〈H30〉28.0%
	③県内公立図書館の児童書貸出冊数		〈H26〉 2,696,521 冊	〈H30〉 3,588,193 冊	〈H30〉 2,763,000 冊
学校において組織的に読書活動が推進され、確かな学力の基盤が築かれる	④※一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合(週に2回以上実施する割合)	小学校	〈H25〉76.6% (全国 61.1%)	〈H30〉69.9% (全国調査なし)	〈H30〉81.0%
		中学校	〈H25〉85.9% (全国 79.8%)	〈H30〉94.7% (全国調査なし)	〈H30〉86.0%
	⑤(新)※専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を配置する県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H25〉38.8% (全国 53.2%)	〈H30〉69.3% (全国調査なし)	〈H30〉54.0%
		中学校	〈H25〉51.9% (全国 51.9%)	〈H30〉62.5% (全国調査なし)	〈H30〉63.0%
	⑥(新)※学校図書館を活用した授業を計画的に(「学期に数回以上」)行っている県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H25〉77.2% (全国 80.5%)	〈H30〉85.8% (全国調査なし)	〈H30〉83.0%
		中学校	〈H25〉39.5% (全国 42.2%)	〈H30〉68.4% (全国調査なし)	〈H30〉50.0%
	⑦(新)高等学校図書館で実施された授業の延時間数		〈H25〉 2,985 時間	〈H30〉 4,125 時間	〈H30〉 3,400 時間

※文部科学省「全国学力・学習状況調査」質問項目の数値とする。

(5)「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の基本的な方針（県の取組方向）

この計画は、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」や「三重県教育ビジョン」を推進するための具体的なプログラムの一つであり、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の期間中（平成27年から概ね5年間）に実施したさまざまな取組の成果と課題、三重県子ども読書活動推進会議での意見等をふまえ、今後の本県における子どもの読書活動の推進に関する取組を示すものです。

そこで、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の考え方を継承し、国の第四次基本計画で示された発達段階に応じた取組の推進を加え、『子どもと本をつなぐ』取組を促進するための基本的な方針を次のとおりとします。

①子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、幼少期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

そのため、一人ひとりの発達や読書経験に留意し、「聞く力」、「読む力」、「調べる力」をつける取組を推進します。

②家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進

多様な主体が相互に連携・協力し、次の3つの観点に沿った取組を推進します。

○読書環境の整備

- ・ 図書館資料や施設整備等の充実を図る物的環境の整備
- ・ 子どもの読書活動を推進する人材育成等の人的環境の整備
- ・ 連携強化やネットワーク構築等の質的環境の整備

○読書機会の提供

- ・ 子どもを対象とする読み聞かせやお話し会等の機会の提供
- ・ 子どもの自主的な読書活動を促す機会の提供

○読書活動の啓発

- ・ ポスターやリーフレットの配布等による啓発
- ・ 読書活動に関わる多様な催しによる啓発
- ・ 優れた取組の顕彰や各種団体の活動に関する情報提供による啓発

③五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

子どもは、読書を通じて豊かな心と感性を育み、思考力やコミュニケーション能力を育みます。

五感に働きかけ、子どもの心と身体を育む楽しい読書活動を展開し、確かな学力の基盤づくりを推進します。

<三重県教育ビジョン 基本施策1《子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成》のめざす姿>

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にすると他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

(6) 子どもの読書活動推進計画の点検・評価と関係機関の連携・協力

県及び市町は、それぞれの推進計画等において可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し、点検及び評価を行うよう努める必要があります。併せて、学校、図書館、民間団体等が、相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制の整備に向けた支援が求められています。さらに、それぞれの役割に応じ相互の連携・協力を努める必要があります。

(7) 計画期間

令和2年度から概ね5年間とします。

2 家庭・地域・学校等における推進方策

(1) 家庭

(ア) 家庭の役割

家庭は、子どもの心と身体を育み、生活習慣を身につける場であり、読み聞かせ等を通じて、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場でもあります。子どもが読書を楽しみ、自ら読書に親しむことができるように、保護者が意識して読書を日常生活の中に位置づけ、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持つなど、幼児期から継続して子どもの読書習慣を育てていくことが重要です。

このことから、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもの成長に応じて一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心が自然に高まるように『子どもと本をつなぐ』努力をしていくことが求められます。

(イ) これまでの取組の成果と課題

○読書と出会うきっかけづくり

- ・ 子育てに関心の高い方や祖父母世代を対象とした子育て家庭を応援する人材を養成する講座において、「わらべうた」の言葉やリズムを通してコミュニケーションを図ることを学ぶ機会を提供しました。
- ・ 子育て支援センターで実施される親子が集う行事に参加して絵本を配布し、親子で読書を楽しむ啓発を行いました。
- ・ 読書の魅力や読書を通して身につく力を記載したリーフレットを作成し、市町及び親子が集う行事等で配布し、啓発を行いました。

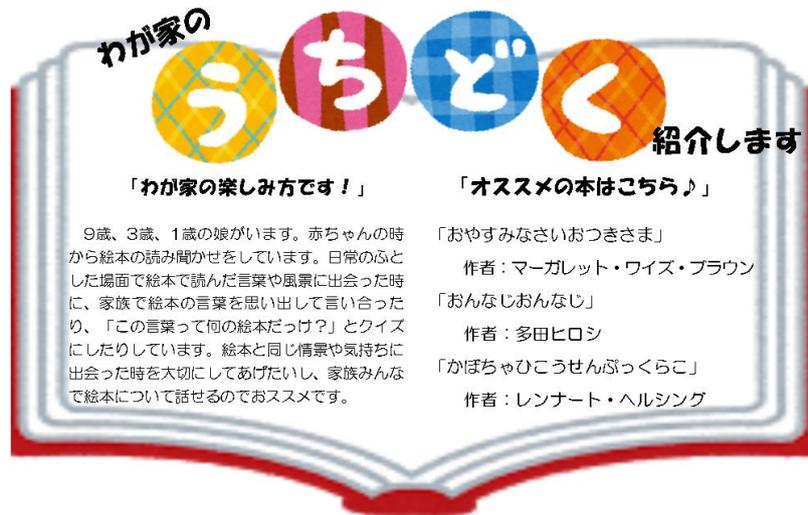
○読書習慣づくり

- ・ 生活習慣・読書習慣チェックシートを作成し、就学前の親子が集うイベントで配布するとともに、小・中学校及び幼稚園、保育所等に活用を働きかけました。
- ・ 「みえの親スマイルワーク」の読書活動に関するシートを活用し、親同士が語り合う場において活用するよう市町や関係者に働きかけました。
- ・ 児童文学作家による講演会や有識者による講演及びワークショップを開催し、保護者の参加を働きかけました。
- ・ 家庭での読書活動推進のための啓発チラシを学校、幼稚園などを通じて配布し、保護者への啓発を行うとともに、家庭読書（家読（うちどく））^{※6}事例の収集を行い、好事例をチラシ、ホームページ、ツイッターなどで広く情報発信しました。
- ・ 家庭での読書活動を推進するとともに読書の幅を広げるためのツール（ピンゴカード）を作成し、小学校に活用を働きかけました。

※6 家庭読書（家読（うちどく））：「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動。「家読（うちどく）」運動は学校の「朝の読書」運動の家庭版として平成18年に提唱された。

県教育委員会の取組

三重県教育委員会では、家族でコミュニケーションを図りながら、読書に親しむ「家読（うちどく）」を推進するため、家庭での読書の楽しみ方や家族でともに楽しめる本を平成30年度に募集しました。この家読（うちどく）ポップカードは、みなさまから寄せられた声をご紹介するため、作成したものです。



<家庭の課題>

- 小学生で平日、読書を全くしない割合は平成26年度実績に比べて改善したものの、依然として全国平均には達していません。一方、中学生においては、平成26年度実績と比べて悪化しています。（小学生 H26：21.4%→H31：19.1%〔全国18.7%〕、中学生 H26：35.7%→H31：38.7%〔全国34.8%〕）
- 読書が日常生活を通じて継続的に行われるよう、幼児期から家庭での習慣づくりが大切です。

(ウ) 家庭での読書活動を進める今後の取組

○読書と出会うきっかけづくり

- ・ 幼児期からわらべうたや絵本の読み聞かせ等に親しむことができるよう、子育て家庭へ働きかけを行います。
- ・ 親子で参加する行事やイベント等を通して啓発活動を進めます。

○読書習慣づくり

- ・ 子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、PTAとの連携のもと、家庭において、ノーテレビデーやノーゲームデーを決める、手の届くところに本を置くなどの工夫をする、読書の時間を設け子どもと一緒に本を読んだり、本について話し合ったり、図書館や書店に出かけるなど、「家読（うちどく）」の取組を推進します。
- ・ 「みえの親スマイルワーク」や「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用し、子どもが読書習慣を身につけられるよう啓発を進めます。

○読書活動の啓発・奨励

- ・ 保護者が、子どもの読書活動の重要性や幼児期からの読み聞かせ等の必要性について気づくよう、読書に関する情報提供や講座等を行います。
- ・ 「子ども読書の日」^{※7}、「文字・活字文化の日」^{※8}、「読書週間」^{※9}、「家庭の日」^{※10}等の機会をとらえ、子どもの読書活動の意義や重要性についての啓発を図ります。

○県立・市町立図書館、学校による支援

- ・ 図書館において、保護者や個人利用者からの読書相談や読書ボランティアからの選書に関する相談への対応など、子どもの読書活動に関するレファレンスサービス^{※11}を積極的に実施します。
- ・ 学校において、「家読（うちどく）」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やPTA研修会による啓発、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレー等、家庭で大人と子どもと一緒に読書に親しむよう働きかけます。

※7 子ども読書の日：(4月23日)「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められている。

※8 文字・活字文化の日：(10月27日)「文字・活字文化振興法」により、国民に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるために定められている。

※9 読書週間：(10月27日から11月9日までの2週間)公益社団法人読書推進運動協議会により、読書活動を推進する行事を集中して行う期間として定められている。

※10 家庭の日：(毎月第3日曜日)「三重県青少年健全育成条例」により、家庭の果たす役割の重要性について理解を深めるために定められている。

※11 レファレンスサービス：図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること、あるいは、それに関わる業務のこと。

(ア) 地域の役割

公立図書館や公民館、児童館等は、子どもが本と出会い、読みたい本を自由に選択し、読書を楽しむことができる場であるとともに、保護者や教職員等が『子どもと本をつなぐ』取組について気軽に相談できる場です。こうした施設においては、子どもがたくさんの本にふれ、本や読書について情報交換を行うことで、新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにすることが大変重要です。

このことから、公立図書館や公民館、児童館等には、子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書ボランティア等への支援等、積極的に読書活動の普及啓発を図ることが求められています。

さらに、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、子ども文庫^{※12}や商業施設等の活動が果たす役割も重要性を増しています。

そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

(イ) これまでの取組の成果と課題

《県教育委員会》

○読書ボランティアの活動支援

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査を行い、活動を行うにあたっての課題の把握に努めるとともに、県ホームページに掲載し、情報発信を行いました。また、県事業への参加（商業施設での読書イベントやビブリオバトル^{※13}、子ども司書育成事業等）を促進しました。

○読書ボランティアの資質向上

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上を図る研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発しました。

※12 子ども文庫：民間の個人やグループが自由に設置し、児童図書を集め、地域の子どもたちに貸出、読み聞かせ、お話し会などを行っている小規模図書館。

※13 ビブリオバトル：書評合戦。基本的なルールは以下のとおりである。①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人5分間で本を紹介する。③それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを2～3分行う。④全ての発表が終了した後に、「どの本が一番読みたくなったか？」を基準とした投票を、参加者全員一票で行い最多票を集めたものを「チャンプ本！」とする。効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

○多様な主体との連携

- ・ 地域の多様な主体（事業者や読書ボランティア等）と連携し、地域での読書イベントの開催を促進しました。
- ・ 三重県学校図書館協議会と連携し、高校生ビブリオバトル大会の開催を支援しました。
- ・ 公立図書館と連携し、読書の楽しさや大切さを伝える子どもたち（子ども司書）の育成を行うとともに、子どもたちの活動を促進しました。

県教育委員会の取組

【商業施設等における啓発イベント】

商業施設等において、読書ボランティアの協力により、特に就学前の子どもをもつ家庭を対象にした読み聞かせを行いました。

保護者に対するアンケートから、参加者の 1/3 以上が読み聞かせイベントに初めて参加していることが分かるとともに、多くの保護者が今後読み聞かせをしたいと回答し、本に親しむきっかけづくりとなったと考えられます。

今後は県で開催することに加え、各市町もしくは書店等商業施設においてもさらに広がっていくことが期待されます。



県教育委員会の取組

【ビブリオバトル】

読書離れが進む高校生に対して、自ら進んで読書に親しむきっかけを作り、読書の楽しさや有益性を伝えながら高校生の読書活動を推進しました。

また、学校でのビブリオバトルの活用を支援するため、県大会の開催やビブリオバトルのデモンストレーションを行うなどして普及を図りました。



《県立図書館》

○学校等への支援

- ・ 小・中学校や県立高等学校への団体貸出を行うとともに、授業利用のための貸出にあたって、そのテーマに沿った資料を探すレファレンスサービスを合わせて行いました。
- ・ 学校司書のニーズをふまえたテーマ別ブックリストを作成して、学校図書館の司書等へ提供しました。

○ホームページ等による情報提供

- ・ 県立図書館ホームページ内の「こどもページ」や「ティーンズコーナー」のページでは、特集展示のブックリストなどを掲載して本へのアクセスの改善を図りました。
- ・ ツイッターにより、おはなし会やイベントの情報を発信しました。

○読書に親しむ機会の提供

- ・ 子どもの読書週間イベント「ぬいぐるみといっしょにおはなし会&おとまり会」、年初に行った「おはなし福袋」など、子どもたちが読書に親しむ機会を設けました。その他時季に応じてミニ展示を行い、図書を紹介しました。
- ・ 平成 26 年に設置したティーンズコーナーでは、2 か月ごとにテーマ展示を行い、幅広い分野の図書を紹介するよう努めました。

○外国語を母語とする子どもへの対応

- ・ 図書館を利用しやすくなるよう、「コミュニケーション支援ボード」を作成しました。
- ・ 他の公共図書館でも利用できるよう、「コミュニケーション支援ボード」のフォーマットを公開しました。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 来館が困難な人に対しては郵送貸出サービスを行いました。
- ・ 録音図書^{※14}など多様な資料の提供に努めました。

○県内全体を意識した図書館資料の充実

- ・ 毎年の資料購入にあたり児童書の収集に重点を置き、多くの新刊を購入しました。
- ・ 子どもの読書活動に関わる方々をサポートするため、児童書の研究書や学校図書館関連の図書の購入に努めました。

※14 録音図書：著作権法第 37 条第 3 項の規定に基づいて作成されたカセット、CD等に録音された図書。

○情報ネットワークの利用促進

- ・ 「三重県図書館情報ネットワークシステム^{※15}」や、e-Booking^{※16} サービス（オンライン予約配送サービス）を通じて県民への資料提供を行いました。

○市町立図書館等との連携

- ・ 県立図書館へのニーズを調査するため図書館未設置自治体を訪問するとともに、それらの自治体で読書推進活動に関わる講座や催し物が行われる際には、「出張図書館」として関連図書を会場に持ち込み、住民の方々が図書に親しめる取組を行いました。

○県立学校図書館との連携

- ・ 三重県学校図書館協議会司書部のレファレンス研究会と連携し、県立学校司書のおすすめ本を展示するとともに、研究会の活動内容やレファレンス事例、学校司書の役割等を紹介したポスターを展示しました。また、県内の市町立図書館においても巡回展示を行いました。

○研修の充実による人材育成

- ・ 市町立図書館職員や学校司書を対象に、初任者研修会や中堅職員研修会を実施しました。
- ・ 中堅職員研修会については、ヤングアダルト^{※17}へのサービスのあり方やわらべうたなど、児童サービスに関する内容で実施しました。

○読書ボランティア等との連携

- ・ 読書ボランティアグループによるおはなし会を定期的に行うとともに、県立図書館ボランティアには小学生の図書館見学において案内役を担っていただきました。

※15 三重県図書館情報ネットワークシステム：家庭や職場の端末から、県内の図書館が所蔵する資料の目録・所在情報をまとめて検索できるシステムで、公立図書館だけでなく、大学・短大等の図書館も加盟しており、相互貸借も可能。

※16 e-Booking：県立図書館の資料について、インターネットで貸出の申込みができるシステム。申込みをした資料の受取場所として、近くの図書館、図書室、公民館等を指定することができる。

※17 ヤングアダルト：おおむね12歳から18歳くらいまでの人。日本では主に中学・高校生を指すことが多い。大人への移行期にある彼らに対しては、図書館サービスにおいて児童とも成人とも異なる配慮が必要である。

<地域の課題>

- 県内公立図書館の児童書貸出冊数は増加しているものの、小・中学校ではボランティアと連携している割合が全国平均を下回っているうえ、中学校では減少しています。（貸出冊数 H25：2,568,605冊→H30：3,588,193冊、ボランティア連携〔中学校〕 H24：23.9%→H28：22.7%）なお一層、地域の読書ボランティアと学校との連携を促進する取組が必要です。
- 小学校低学年ごろまではよく図書館を利用していても、中学年以降は図書館の利用が減り読書活動が継続できていない傾向があります。図書館（読書）ばなれを防ぐため、年代に応じた取組が必要です。
- 障がいのある子ども、外国語を母語とする子どもなど、特別な支援が必要な利用者のため、図書館の利用を促す工夫と、地域の状況に応じた司書の配置、資料の充実が必要です。
- 公立図書館は地域を支える情報拠点でもあるため、こうした役割を、地域住民に改めて認識してもらうことも大切です。また、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、子ども文庫や商業施設等による活動の果たす役割も期待されています。そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

（ウ）地域における今後の取組

《県教育委員会》

○読書ボランティアの活動支援

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査を行い、活動を行うにあたっての課題の把握に努めます。また、県ホームページに掲載し、情報発信するとともに、県への事業への参加（ビブリオバトル、商業施設での読書イベント等）を促進します。

○読書ボランティアの資質向上

- ・ 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上を図る研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発を行います。

○多様な主体との連携

- ・ 地域の状況に応じて多様な主体（事業者や読書ボランティア、三重県学校図書館協議会、公立図書館等）と連携し、地域での読書イベントの開催を促進します。
- ・ 子どもの読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有し取組が進められるよう、多様な主体を対象とした研修会・連絡会議等を開催します。
- ・ 未就学児へのお話会など、多様な主体と連携した取組の事例収集を行い、優良事例の共有を図ります。

《県立図書館》

○家庭や学校等への支援

- ・ 学校図書館等からの要請に応じて団体貸出を行うほか、個人利用者からの読書相談や読書ボランティアからの選書に関する相談への対応など、子どもの読書活動に関するレファレンスサービスを積極的に実施します。(一部再掲)

○ホームページ等による情報提供

- ・ 「こどもページ」をはじめとするホームページのコンテンツの充実を図るとともに、ソーシャルメディアも活用してイベント情報やボランティアの活動紹介等の情報提供を計画的に行います。
- ・ 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、支援サービスの積極的な周知に努めます。

○読書に親しむ機会の提供

- ・ 子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせやおはなし会の開催、おすすめ本リストやテーマ別ブックリストの作成、特集展示の設置等、子どもが本と出会い、読書に親しむ機会を積極的に提供します。特に、中学生・高校生向けのおすすめコーナーの設置等、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。
- ・ 「子ども読書の日」や「読書週間」などの機会を捉え、読書活動の機運を盛り上げる催しを実施します。

○外国語を母語とする子どもへの対応

- ・ 外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本等の収集に努めるとともに、外国語による利用案内等を作成します。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供、対面朗読サービス等、多様なニーズに対応したサービスに努めます。

○図書館資料の充実

- ・ 子ども一人ひとりの興味や関心に応えるため、多様なジャンルの資料収集に努めます。また、県内市町立図書館や学校図書館等における子どもの読書活動推進支援の観点から、児童書については新刊図書の全点収集に努めるとともに、子どもの読書に関する研究書の収集にも努めます。

○情報ネットワークの利用促進

- ・ 県内の市町立図書館や図書館未設置自治体^{※18}に対して、「三重県図書館情報ネットワーク」の利用を促進するとともに、利用者ニーズをふまえてe-Bookingサービスを積極的、効果的に運用します。また、市町図書館等への配本体制の確保・充実に努めます。

○市町立図書館等との連携

- ・ 市町立図書館や公民館との連携を推進するため、定期的な巡回訪問を実施するとともに、図書館未設置自治体の求めに応じて必要な支援を行います。

○県立学校図書館との連携

- ・ 学校司書とともに事業や研修を企画・実施するなど、県立学校図書館との連携・協働を強化します。

○研修の充実による人材育成

- ・ 県内の市町立図書館及び関係機関と協力し、図書館職員等の専門的知識、技術の向上を図るための研修会等を実施します。
- ・ 読書ボランティアのための研修会やボランティア定例会の開催等、ボランティアの育成や資質向上に努めます。

○読書ボランティア等との連携

- ・ 読書ボランティア等が円滑に継続して活動できるよう、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、ボランティア定例会での意見交換等、連携の強化を図ることで、その活動の充実を促進します。
- ・ 小学生等を対象とした社会見学における図書館案内をボランティアが担うなど、県立図書館主催事業への参画を推進します。

《市町立図書館》

○図書館資料の整備・充実

- ・ 子ども一人ひとりのさまざまな興味や関心に応えるため、魅力ある児童書や多様なジャンルの資料収集を促します。特に、県立図書館と資料収集方針や蔵書計画の情報等を共有することにより、効果的な資料収集がなされるよう促します。

○専門的職員の配置と資質向上

- ・ 市町の状況に応じて、司書（専門的職員）の配置を促すとともに、県立図書館等が実施する専門的な知識、技術の向上を目的とした研修への参加を促します。

※18 図書館未設置自治体：県内では6つの町で公立図書館が設置されていない。（令和2年3月現在）それらの町においては公民館図書室等が、公立図書館の役割を代替している状況である。

○ネットワークの仕組みづくり

- ・ 子どもの読書活動を推進する取組を一層充実させるため、地域や学校等の取組に関する意見交換等を行うネットワークの構築を促します。
- ・ 地域の施設（博物館等）や、地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる多様な主体との連携・協力関係の構築を働きかけます。

○家庭や学校等への支援

- ・ 保護者から寄せられる読書相談への的確な対応、学校や学校図書館または読書ボランティア等の要請に応じた団体貸出、レファレンスサービスの提供等、地域の状況に応じた支援を行うよう促します。（一部再掲）

○外国語を母語とする子どもへの対応

- ・ 外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、地域の状況に応じて支援団体と連携しながら、外国語の児童書や絵本等の収集、外国語による利用案内の作成等を促します。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供等、多様なニーズに対応したサービスを促します。

○研修等の充実による人材育成と支援

- ・ 地域における読書活動を推進するため、保護者、地域住民、教職員等を対象とした研修機会の充実を促します。
- ・ ボランティア登録制度の拡充や研修会・意見交換会の実施等、読書ボランティアの育成を促進します。また、活動場所の提供や図書館資料の貸出、司書による相談等、その活動の充実を支援するよう促します。
- ・ 「地域学校協働活動^{※19}」や「放課後子ども教室^{※20}」、「まちづくり協議会^{※21}」等、地域のボランティア活動の状況把握に努めながら、効果的な支援や連携を行うよう促します。

※19 地域学校協働活動：従来の学校支援の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」をめざす新たな活動のこと。コーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの成長を地域で担っていく。また、持続可能な地域社会を構築する観点から、地域の方々や団体等のネットワーク化等を進めていく。

※20 放課後子ども教室：地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの。

※21 まちづくり協議会：ある区域の中で住民・事業者・関係権利者（地区外権利者も含む）が構成員となって、まちづくりに取り組むための組織。

○読書に親しむ機会の提供

- ・ 子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせや、子どもと大人と一緒に参加できる読書会等の定期的な開催、おすすめ本コーナーの設置等、子どもが本に出会い、読書に親しむ機会の提供を積極的に行うよう促します。
- ・ 家庭読書の推進として、「家読（うちどく）コーナー」の設置や啓発資料の配布等、家庭において子どもの読書習慣を身につけるための取組を働きかけます。
- ・ 季節や時の話題にあわせたお話し会、「家庭の日」や「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」や「読書週間」に読書活動の機運を盛り上げる催しの実施を促します。

○中学生・高校生へのきっかけづくり

- ・ 中学生・高校生向けのコーナー設置や、同世代の子どもが集まって本の紹介や意見交換を行う機会の提供を促します。また、学校からの職場体験活動を受け入れるなど、共同体の中で読書に親しむきっかけづくりや、読書や図書館への興味関心の喚起を図るよう促します。

○図書館だよりの発行等による情報提供

- ・ 図書館だよりの発行、「子ども読書の日」等における啓発事業の実施、ホームページや市町広報誌等を活用した情報提供を計画的に行い、子どもだけでなく、地域住民にも積極的に読書活動の楽しさや大切さを伝えるよう促します。
- ・ 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、支援サービスを積極的に周知するよう促します。

○地域の多様な主体との連携

- ・ 読書ボランティア、地域の施設（博物館等）や地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる多様な主体が相互に連携・協力した事業を実施するよう働きかけます。
- ・ 地域の幼稚園、保育所等、学校、保健センター、子育て支援センター等と協力し、より多くの保護者や子どもへ周知し、参加を促進するよう働きかけます。
- ・ 子どもの読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有し取組が進められるよう、多様な主体を対象とした研修会・連絡会議等を開催します。
(再掲)

四日市市立図書館の取組

子どもが本に親しめるよう、毎月定例で行っているボランティアや職員による絵本の読み聞かせやおはなし会に加え、「子ども読書の日」等に、スペシャル版のイベントを開催しています。また、子どもと本をつなぐ案内役としての大人へのアプローチも行っています。

試みの1つとして、男性にも読み聞かせのおもしろさをアピールする、ということで平成27年度から「ザ・男の読みきかせ」と題して、すべて男性の読み手による絵本の読み聞かせを開催しています。

親子で読んだり、お孫さんを前に読んだり、マジックや、音楽の演奏、凝った衣装、落語風、絵本に合わせた折り紙、などのお楽しみもあります。読み手の募集を開始するとすぐに定員に達し、この企画への参加を機に読み聞かせに目覚め、毎年参加する人もいます。

令和元年度は中学生の参加もあり、参加者も含め幅広い年代の方に読み聞かせを楽しんでもらい、本に親しむ機会となっています。



鈴鹿市立図書館の取組

平成28年、中・高校生を始めとした若年層の方々に図書館の魅力を再発見してもらい、継続的な来館につなげていく事を目的として、全てが職員の手作りによる体験型謎解きイベント『不思議の国のアリス×鈴鹿市立図書館』を企画・開催しました。当日は、閉館中の館内において、県内外から集まった参加者が、職員により製作された図書館や図書に関するさまざまな情報に基づいた“謎”の解明に挑戦しました。



終了後に実施したアンケートでは、『本の探し方がわかった』、『館内の施設を知ることができました』、『図書館に親しみが持てるようになりました』等、さまざまなご意見をいただき、図書館の魅力を発信することができました。

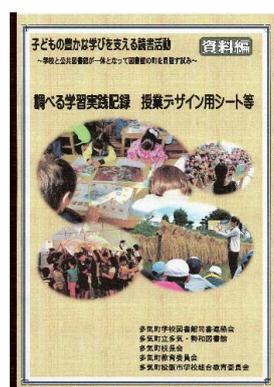
多気町教育委員会の取組

多気町では、町内の2公共図書館、7小・中学校の学校図書館が子どもたちの成長発達に合わせて「聞く力→読む力→調べる力」を育ていけるよう、日常的に選書・読書案内・レファレンスを大切に、ストーリーテリング^{※22}・ブックトーク^{※23}・アニメーション^{※24}・ビブリオバトルなどを行っています。

さらに、子どもたちの「調べる力」を育てるために、学校司書が教師と連携し、授業支援を行ったり、公共図書館司書が「コミュニティースクール」での授業支援や「子ども司書大使」育成、「調べ方学習講座」を行っています。

また、その下支えとなるよう、定期的に公共・学校司書全体で町内司書合同研修を開催し、学びを共有・蓄積しています。

それらの活動をまとめた「子どもの豊かな学びを支える読書活動～学校と公共図書館が一体となって図書館の町を目指す試み～」本編・資料編が第21回図書館を使った調べる学習コンクール：指導・支援部門において「優秀賞・日本図書館協会賞」を受賞しました。



※22 ストーリーテリング：語り手が物語を覚えて、聞き手に語る。読み聞かせが本や絵本を書いてある通りに読んで聞かせるのに対し、ストーリーテリングは、語り手が自分の言葉に直して語ることにその特徴がある。

※23 ブックトーク：ひとつのテーマに沿って複数冊の本を紹介していく手法。キーワードで順序を考えつないでいく。読みたい気持ちを喚起するために行う。

※24 アニメーション：子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに読む力を引き出すために開発したグループ参加型の読書指導メソッド。物語や詩の中にわざと間違いを入れて読み聞かせた上で間違いを探せたり、あらすじをクイズにして出題させたりといったさまざまなプログラムがある。

伊勢市教育委員会の取組

中学生・高校生の読書離れの改善に向けた方策として、中高生向けの図書を集めたヤングアダルト図書コーナー（YA コーナー）を伊勢図書館・小俣図書館ともに設置しました。情報発信としては、中高生版としょかん News Voice を作成し、市内の中学校・高校へ配布しています。Voice では、「図書館ビギナーのイワイ」「小さい頃から本が好きなえーちゃん」という高校生キャラクターのほのぼのとしつつも悩みを抱えたりなにかと忙しい学生生活を描きながら、同世代へのおすすめ本を紹介しています。



えーちゃんとイワイ

また、中高生がよく活用しているツイッターにて、中高生向けのお知らせに特化したアカウントを作成し、YAコーナーの特集や図書館イベントについてお知らせしています。

他にも、図書館スタッフが中学校へ出張しビブリオバトルの実施をサポートするなど、読むことにとどまらない活動にも取り組んでいます。生徒たちはゲーム感覚で楽しみながら、自分の言葉で好きな本への熱い思いを語ったり、他の生徒の発表を熱心に聞き入っており、「この後すぐ図書室で本を借りたい」という生徒もいました。

尾鷲市教育委員会の取組

尾鷲市では、少子化対策「子育てしたい・しやすいまちづくり」を進める中で、豊かな感性や心を育み、想像力にあふれる子育てを「本読み子育て」として確立し、本市の子育ての魅力としていくために、図書館を中心に読書推進活動に取り組んでいます。

そのメインイベントとなるのが、平成28年から取り組んでいる「青空図書館」です。

青空の下で、家族でのんびりと読書を楽しむことをコンセプトに、絵本作家の講演会やボランティアによるおはなし会、地域の多様な業種によるマルシェなどを開催し、図書館から本の魅力、地域の魅力を発信しています。このイベントを通して読書の楽しさを体験し、図書館の利用が促進され、子どもたちの読書活動が推進されること、さらに地域の人たちとの交流が生まれることで、地域で子どもたちを見守り育てることにつながっています。



《公民館・児童館等》

○図書室等の充実

- ・ 公立図書館等との連携を深め、図書資料の整備や配架の工夫を図るなど、図書室や図書コーナーの充実を促します。その際、家庭読書を推進するための「家読（うちどく）コーナー」を設置するなど、家族で読書に親しむことができる環境の整備を働きかけます。
- ・ 保健センター、地域子育て支援センター^{※25}、放課後児童クラブ^{※26}等に対しても、子どもが自由に本に親しむことができる読書スペースの確保を促します。

○研修会等への参加

- ・ 子どもの読書活動に関する知識や、読み聞かせ等の技術の習得を目的として、県・市町等教育委員会や公立図書館等が実施する読書活動推進のための講演会や研修会等に、職員が積極的に参加するよう促します。

○読み聞かせ等の実施

- ・ 公立図書館や読書ボランティア等との連携を図り、読み聞かせやお話し会、ブックトーク等を積極的に開催するよう促します。その際、家族で参加できる企画内容とするなど、大人と子どもと一緒に読書に親しむ機会の提供を働きかけます。

○啓発活動の充実

- ・ 公民館講座、子育て支援講座、乳幼児健診等のさまざまな機会を活用し、子どもの読書活動の重要性を保護者等に理解してもらう啓発活動の充実を促します。

○読書ボランティア等の支援

- ・ 読書ボランティア等が充実した活動を展開できるよう、活動の拠点となる場や活動の機会の提供を促します。

※25 地域子育て支援センター：地域子育て支援拠点事業として整備した、地域で気軽に親子が集える場。子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。

※26 放課後児童クラブ：保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、適切な遊びや生活の場を提供する。

《読書ボランティア、地域ボランティア》

○活動の拡充

- ・ 子どもたちが本を読む意義について理解を深めるため、読書ボランティア等を対象とした研修会や講演会を実施するとともに、読書ボランティア等に対し、県や市町等教育委員会、公立図書館等が開催する研修会の受講を促進し、引き続きその資質向上を支援します。
- ・ 活動のさらなる充実に向けて、公立図書館のボランティア登録制度等の活用や、公立図書館や幼稚園、保育所等、学校等との連携・協力を働きかけます。
- ・ 「地域学校協働活動」や「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」等の子どもの居場所づくりに取り組む指導者、コーディネーター、ならびに地域のボランティアが、地域や学校において読み聞かせや学校図書館支援等を推進するよう促します。

《高等教育機関、民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等》

○多様な主体による取組の推進

- ・ 高等教育機関や民間団体（子どもの本専門店、書店商業組合等）等地域の多様な主体と、公立図書館や公民館等とが連携・協力しながら、読書活動や啓発活動を行えるよう支援します。
- ・ 地域住民、商業施設、企業等による多様な取組が推進されるよう、県内外の取組事例の情報収集、提供に努めます。

○地域住民への読書活動の啓発・奨励

- ・ 子どもの読書活動の意義を広く普及させるため、ホームページ等を活用した情報発信に努めるとともに、県が主催する県民を参加対象とした講演会や読書を考える集い、ビブリオバトル等への参加を働きかけます。

(3) 学校等

(ア) 学校等の役割

学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を高めるとともに、読書習慣を育てていく場であり、学校全体で計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』ことが求められています。

特に、平成29年度及び30年度に公示された学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科の特性に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の充実を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが求められています。

これらをふまえ、学校においては、すべての子どもたちが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが必要となっています。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められています。

また、幼稚園、認定こども園及び保育所は、その後の読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であり、幼児が絵本や物語等に親しみ、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむような機会を提供するなど、さまざまな取組が求められています。

県及び市町等は、学校図書館法等の関係法令等をふまえ、所管する学校等における取組を推進する必要があります。

(イ) これまでの取組の成果と課題

○推進体制の構築

- ・ 小・中学校において、司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるよう、各市町等教育委員会からの質問に対して、指導助言等を行いました。
- ・ 県立高等学校等において、司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう、必要な時間の確保に努めるなど、校内体制を整備するとともに、学校司書が専門的知識や技術を生かした役割を担い、各学校の状況に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めました。
- ・ 県立特別支援学校では、各学校の状況に応じて、読書や読み聞かせ、調べ学習において学校図書館の活用を積極的に進めました。

○学校図書館の読書環境の充実

- ・ 平成 29 年度からの第 5 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」についての周知を図ることで、小・中学校図書館資料の整備・充実を市町等教育委員会に働きかけました。
- ・ 県立高等学校においては、新聞などを含めた多様な図書館資料の一層の充実を図るとともに、「県立学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進し、県立学校及び県立図書館の有効活用を図りました。
- ・ 導入から 18 年以上が経過した「県立学校図書館資料共有ネットワークシステム」の更新に取り組みました。
- ・ 県立特別支援学校では、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じ、布絵本、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等の学校図書館資料の充実を図りました。
- ・ 小・中学校においては、地方財政措置についての周知を図るとともに、学校司書の配置に向けて情報の提供を行いました。
- ・ 12 学級未満の県立高等学校への司書教諭の配置に努め、学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を推進しました。
- ・ 県立特別支援学校においては、司書教諭の配置を拡充し、平成 27 年度の 7 校から令和元年度は 11 校になりました。

○研修会等の実施

- ・ 県立高等学校では、効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、生徒の読書活動推進に関する研修会等への教職員の計画的な参加を進めました。

○外部人材の活用（読書ボランティア等との連携）

- ・ 県立高等学校では、読書活動を推進するため、外部講師による朗読会や作家による講演会などを実施しました。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・ 県立高等学校では、日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の状況に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めました。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 県立高等学校では、生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じ、選書の工夫や施設面での配慮を行うとともに、視聴覚機器の活用等を図り、読書活動の支援に努めました。

○学校図書館の地域開放

- ・ 県立高等学校では、地域の状況に応じ、学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放するとともに、図書館だよりの配布、レファレンスサービスの提供等を通じて、保護者や地域住民の利用を促進しました。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- ・ 小・中学校では、ビンゴカード等、児童生徒の興味関心を育成する取組を行いました。
- ・ 県立高等学校では、生徒にとって魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）やブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を進めました。
- ・ 県立特別支援学校においては、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた魅力的な図書館資料の収集を行うとともに、教育活動の状況に応じたさまざまな読書活動を充実させる取組を進めました。

○学力向上に向けた取組の推進

- ・ 小・中学校では、新学習指導要領説明会を開催し、国語を中心とした各教科における学校図書館の活用について周知するとともに、学校図書館の授業活用を推進しました。
- ・ 県立高等学校では、授業における学校図書館の活用について、学習に必要な資料の提供や授業準備における活用等を含めて、「学習センター」「情報センター」としての機能が発揮できるよう努めました。また、各教科の学習以外の機会も活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、さまざまな分野の図書に触れる機会を提供しながら、読書活動をとおした思考力・判断力・表現力等の育成に努めました。

○家庭や地域との連携

- ・ 小・中学校においては、学校支援地域本部推進事業等を通して、地域ボランティアを中心とした読み聞かせ等の学校図書館を活用した活動の推進や、学校の読書環境の整備等に努めました。
- ・ 県立特別支援学校においては、学校図書館を保護者へ開放し、家庭でも児童が保護者と一緒に読書に親しむきっかけづくりを行いました。

○家庭に向けた取組の推進

- ・ 小・中学校においては、県PTA連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの県内一斉の集中取組を、春と秋の年2回実施しました。

<学校の課題>

- 学校は、図書館資料の充実に努めてきた結果、学校図書館図書標準^{※27}の達成率は徐々に向上していますが、全国平均を大きく下回っており、資料の充実と整備を図ることが課題です。

また、同時に計画的な図書の更新を図ることが必要です。

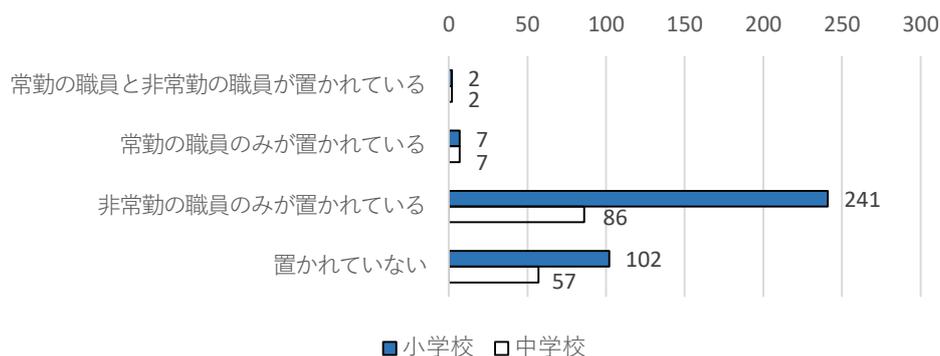
※県内の学校図書館図書標準の達成率 (%)

年度	28年度
小学校 (全国平均)	57.2 (66.4)
中学校 (全国平均)	35.9 (55.3)

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」)

- 学校司書を配置する小・中学校の割合は増加しているものの、小学校 352 校中 102 校、中学校 152 校中 57 校は、学校司書などが置かれておらず、学校司書等の配置が求められます。
- 学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合は増加しているものの、各市町等教育委員会と公立図書館との連携・役割分担や、学校図書館の情報の共有に課題が残るなど、さらなる連携・協力が求められています。
- 県立高等学校においては、高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数は増加しているものの、平成 30 年 3 月に示された新高等学校学習指導要領をふまえ、さらに、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動をより充実させることが求められています。

学校司書などが置かれていましたか



(平成 30 年度 県教育委員会「読書活動に関する調査」)

※27 学校図書館図書標準:平成 5 年に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

(ウ) 学校等における今後の取組

《小・中学校》

○推進体制の構築

- ・ 司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるよう、必要な時間の確保に努めるとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌を整備し、各学校の状況に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを促します。

○学校図書館の読書環境の充実

- ・ 学校図書館図書標準の達成をめざし、各学校の状況に応じた図書館資料を整備するよう促します。
- ・ 市町等教育委員会に対しては、地方交付税措置「学校図書館図書整備等5か年計画^{※28}（平成29年度から令和3年度まで）」を活用し、公立小・中学校の図書館資料の整備を計画的に進めるとともに、公立図書館等との連携を深め、団体貸出や相互貸借を効果的に活用するなど、子ども一人ひとりが望む図書を提供できるよう情報の提供を行います。
- ・ 学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を促進するため、12学級未満の学校へも司書教諭の配置を図るよう促します。また、司書教諭講習の周知を図ります。
- ・ 改正学校図書館法をふまえ、学校司書のさらなる配置に向け、市町等教育委員会に対して、地方財政措置が活用されるよう周知を図るとともに、学校図書館の人的体制のさらなる充実に向け情報を提供していきます。
- ・ 図書館資料のデータベース化を進めて検索の利便性の向上を図るとともに、子どもが調べ学習等において意欲的に情報収集ができる環境の充実を図るよう促します。

○研修会等の実施

- ・ 効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会を開催するとともに、県・市町等教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に、教職員が計画的に参加するよう促します。

※28 学校図書館図書整備5か年計画：学校図書館図書標準を達成するため、学校図書館の図書の整備に平成29年度から5年間毎年約220億円、総額約1,100億円を地方交付税措置するもの。従前の「増加冊数分」だけでなく、「更新冊数分」が盛り込まれている。また、学校図書館への新聞配備についても、同様に5年間毎年約30億円、総額約150億円が措置されている。さらに、学校司書の配置についても5年間毎年約220億円、総額約1,100億円が措置されている。

○家庭・地域等との連携

- ・ 読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、保護者ボランティアや公立図書館、読書ボランティアをはじめとした、地域の多様な主体と積極的に連携するよう働きかけます。
- ・ 「学校支援地域本部」などの、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組等の効果的な活用を促します。
- ・ 学校図書館の地域開放については、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で地域の読書活動の拠点として開放するよう促します。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・ 日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の状況に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めるよう促します。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じ、紙芝居、大型本、絵カード等を活用した指導方法の工夫を図るとともに、視聴覚機器の活用等により読書活動を支援するよう促します。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- ・ 時間帯を工夫した一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化等、各学校の状況に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、公立図書館等における職場体験活動への参加の奨励等により、子どもの読書に対する興味や関心を高める取組を進めます。

○学力向上に向けた取組の推進

- ・ 学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。このため、さまざまな文書や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置づけるとともに、調べ学習等の各教科における学校図書館を活用した授業実践や、正しい言葉や豊かな表現力等を育むための音読や朗読の充実を働きかけます。

○家庭に向けた取組の推進

- ・ 「みえの学力向上県民運動」において推進を図っている「家読（うちどく）」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やPTA研修会による啓発、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレー等、家庭で大人と子どもと一緒に読書に親しむよう働きかけます。（再掲）

《県立高等学校》

○推進体制の構築

- ・ 司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう、必要な時間の確保に努めるとともに、学校司書が専門的知識や技術を生かした役割を担い、各学校の状況に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。

○学校図書館の読書環境の充実

- ・ 新聞などを含めた多様な図書館資料の充実を図るとともに、「学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進します。
- ・ 生徒・教職員が自校の図書館だけでなく、他校の図書資料を検索し、学校で相互貸借することにより、全ての県立学校の図書館資料を有効に活用します。
- ・ 各学校の状況に応じて12学級未満の学校への司書教諭の配置に努めます。

○研修会等の実施

- ・ 効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、読書活動推進に関する研修会等への参加を進めます。

○家庭・地域等との連携

- ・ 読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、図書館だよりを発行するなど、家庭や地域等との連携に努めます。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・ 日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の状況に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

○障がいのある子どもへの対応

- ・ 生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じ、選書の工夫や施設面での配慮を行うとともに、視聴覚機器の活用等を図り、読書活動の支援に努めます。

○学校図書館の地域開放

- ・ 地域の状況に応じ、学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放します。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- ・ 読書意欲はあるものの、日々の学習や部活動等で多忙な生徒、読書経験が少なく本を選ぶことが苦手な生徒等、一人ひとりの読書状況に応じた働きかけを行うよう努めます。
- ・ 生徒にとって魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）やブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、時間帯を工夫した一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を進めます。

○学力向上に向けた取組の推進

- ・ 学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められていることをふまえ、学校図書館の授業活用を推進します。
- ・ 各教科の学習以外の機会を活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、さまざまな分野の図書に触れる機会を提供しながら、読書活動をとおした思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

《県立特別支援学校》

○推進体制の構築

- ・ 各学校の状況に応じた読書活動を充実させるため、全ての教職員が連携して学校全体で子どもの読書活動を支援・指導していける体制づくりに努めます。
- ・ 司書教諭が学校司書等と連携し、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた読書活動を支援できる体制づくりを進めます。

○学校図書館の読書環境の充実

- ・ 「学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進します。
- ・ 一般図書の整備に加えて、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等、各学校の状況に応じた図書資料を整備するとともに、NPO等の協力により、布絵本、リライト本^{※29}等を作成し、図書館資料の充実を図ります。
- ・ 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、ICT機器を活用した読書活動を進めます。
- ・ 各学校の状況に応じた司書教諭の配置に努めます。

○家庭・地域等との連携

- ・ 家庭、地域、学校のそれぞれが相互に連携・協力して子どもの読書活動を支援できる取組の推進と体制の整備に努めます。
- ・ 読書活動に関わるボランティア団体と連携・協力のもと、読み聞かせやストーリーテリング等の取組を通じて読書活動の推進を図ります。
- ・ 読み聞かせの取組を通じて読書習慣の形成を図る等、家庭において保護者が子どもと一緒に読書に親しむことができる支援に努めます。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- ・ 各学校の状況に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、関係機関等と連携した多様な読書活動の充実により、読み聞かせなど子どもの読書に対する興味や関心を高める取組を進めます。

※29 リライト本：障がいのある読者が容易に読書できるように本の内容をやさしく書き直した本。

○研修会等の実施

- ・ 効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、読書活動推進に関する研修会等への参加を進めます。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- ・ 日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の状況に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

《幼稚園・認定こども園及び保育所》

○読書スペース等の確保と図書の整備・充実

- ・ 子どもが自ら手にとって絵本等に親しむことができる読書スペースや絵本コーナーの確保や、絵本等図書の充実を促します。

○研修会等への参加

- ・ 教職員や保育士が、読書活動の推進への理解を深め、知識・技術を向上させるため、県・市町等教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に計画的に参加するよう促します。

○読書活動の充実

- ・ 読み聞かせ、パネルシアター^{※30}、手遊び等、さまざまな題材や手法を用い、子どもが、想像力豊かに楽しみながら読書活動に親しむことができる取組の充実を促します。
- ・ 市町立図書館や読書ボランティアの協力を得るなど、より効果的な取組となるよう促します。
- ・ 中学生等の職場体験実習を受け入れ、中学生等による読み聞かせを行うなど、異年齢交流において、多様な読書機会を提供します。

○保護者との情報交換等

- ・ 保護者が、読書活動の重要性を理解し、家庭において読み聞かせ等を積極的に行うよう、絵本の貸出や情報交換、読み聞かせに関するアドバイス等を、公立図書館をはじめとする地域の多様な主体と連携して取り組むよう働きかけます。
- ・ 未就園児を対象とした子育て支援活動において、読書活動の大切さや意義を積極的に周知するよう促します。

※30 パネルシアター：パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりして展開する、おはなし、歌あそび、ゲームをはじめとする教育法、表現法。

3 計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）

（1）推進体制の充実

子どもの読書活動を推進するにあたり、市町には市町立図書館や学校等を中心に、地域の状況に応じた読書活動を推進していく責務があり、県には、教育委員会、子育て施策を担当する子ども・福祉部、県立図書館を所管する環境生活部等との連携・協力の下、県域全体の読書活動を推進していく責務があります。

県教育委員会は、子育て施策を担当する子ども・福祉部や県立図書館を所管する環境生活部、市町、民間団体等あらゆる分野の関係者と連携、協力によって、横断的な取組を図り、計画を進めていきます。

また、本計画において、これまでの取組を発展的・継続的に実施していくためには、市町の主体的取組が不可欠であり、県と市町が互いに連携・協力することで総合的な推進を図ることができます。

さらに、県内各地で活動している読書ボランティアや民間事業者等多様な主体との連携体制を構築していくことで、『子どもと本をつなぐ』取組が一層広がりを持ち、県民の読書活動への理解を深めることができます。

（ア）三重県子ども読書活動推進会議等の開催

- 県教育委員会は、学識関係者、学校教育関係者、読書ボランティア等により組織する三重県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）と読書活動推進庁内会議^{※31}（以下「庁内会議」という。）を定期的で開催します。
- 両会議が協力し、本計画の取組の進捗状況の把握と成果の検証を行いながら、全県的な取組の方向性と、市町等教育委員会及び民間事業者等との連携と協働の具体的な方策等を示します。

（イ）市町等教育委員会等との連携・協力

- 県教育委員会は、県内のあらゆる地域において多様な取組が活発に行われるよう、県と市町等教育委員会等の読書活動推進担当者が、情報の交換や共有を図ることができる機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進の意義や、本計画の趣旨の浸透を図る研修会等を開催します。
- 子どもの読書活動を一層推進するためには、すべての市町において、その状況に応じた子ども読書活動推進計画を策定し、計画に基づいた取組の推進と、そのために必要な体制を整備することが重要です。
県教育委員会は、市町が本計画をふまえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定あるいは改定を円滑に行うことができるよう、必要な資料や情報の提供等を通じて支援します。

※31 読書活動推進庁内会議：県教育委員会関係課、知事部局関係課及び県立図書館の担当者による子どもの読書活動推進に関わる三重県庁内の連絡調整会議。

- 市町等教育委員会等と連携し、公民館や学校等が開催する家庭教育学級^{※32}、保健センター等が実施する乳幼児健診や育児教室^{※33}、ブックスタート^{※34}事業等における読書の大切さを学ぶ機会の拡大を図ります。

(ウ) 民間事業者等多様な主体との連携

- 県教育委員会が主催する啓発事業等において、出版関係団体や書店商業組合、子どもの本専門店、NPO等との連携により、効果的な事業実施に努めます。
- 読書関係団体等が実施する子どもの読書活動を推進する多様な取組を推奨します。
- 地域の多様な主体が市町等教育委員会等と効果的に連携できるよう、必要な情報の収集と提供に努めます。

(エ) 助言や情報提供等の支援

- 県教育委員会は、県内各地で実施される多様な取組の充実を図るため、推進会議と庁内会議において、取組の進捗状況の確認と成果の検証を行うとともに、全国の先進事例の収集等に努め、専門的見地から市町等教育委員会や家庭、地域、学校等に対して必要な助言や情報提供等を行います。
- 県教育委員会は、国の「子どもゆめ基金」や民間事業者等が行う助成事業に関する情報を読書ボランティア等に提供し、地域における活動の支援に努めます。

(オ) 研修会等の開催によるスキルアップ

- 県教育委員会は、子どもの読書活動を推進する司書や教職員、読書ボランティア等を対象に、選書や読み聞かせの方法等に関する研修会を実施し、知識、技術のスキルアップを支援します。
- 県教育委員会は、保護者等が読書の重要性や必要性について理解を深めることができるように、講演会や研修会等を開催します。

※32 家庭教育学級：家庭生活を通じて子どもをどのように教育していけばよいかについて学び、自信をもって子どもの教育にあたってもらうための講座。公民館、小・中学校などで行われている。

※33 育児教室：乳幼児の心身の健康な発達を促すため、栄養士、心理相談員、保育士等が行う講座。

※34 ブックスタート：0歳児健診の機会に、親子でいっしょに絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡す運動。

(カ) 読書ボランティア等に対する支援

- 県教育委員会は、読書ボランティア等が、公立図書館や学校等における活動を円滑に継続できるよう、市町等教育委員会へ優良事例等の情報提供を行います。また、読書ボランティア等に対しては、活動に役立つ情報の提供やボランティアリーダーの育成に努め、相互の連携・協力を図るネットワークの構築等を促します。

(キ) 社会的機運の醸成

- 市町等教育委員会や民間事業者等と協力し、広報媒体や研修会等を活用した全県的な広報啓発活動を行い、社会全体の理解・関心の醸成を図ります。

(ク) その他

- 電子書籍については、新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大として急速に普及しつつあり、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。県教育委員会は、今後の推移について十分留意しつつ、電子書籍の利用方法等についても検討していきます。また、今後社会の変化等により起こりうる、子どもの読書活動の推進に影響を与える新たな課題に対しても、必要に応じて検討します。

(2) 三重県子ども読書活動推進計画の進行管理

三重県子どもの読書活動推進計画の進行管理にあたっては、毎年度、取組の進捗状況をふまえ、数値目標の達成状況の確認とその要因の分析を行い、三重県子ども読書活動推進会議等の関係会議に報告するとともに、会議等の意見に基づいて取組の改善を行い、次年度以降の取組に生かすなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。

4 成果指標と成果目標

めざす成果	指標		実績(30年度)	実績(令和元年度)	目標数値
					(令和6年度)
家庭において読書習慣が身につく	①「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合	小学校	64.4% (全国 66.2%)	63.9% (全国 65.7%)	65.7%
		中学校	49.6% (全国 53.5%)	45.5% (全国 50.4%)	50.4%
地域において公立図書館をはじめとした多様な主体が連携して読書活動が推進される	②ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	—	91.1%	〈R5〉95.0%
		中学校	—	39.7%	〈R5〉52.0%
	③県内公立図書館の児童書貸出冊数		3,588,193冊	(未公表)	〈R5〉 4,000,000冊
学校において組織的に読書活動が推進される	④一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合(週に2回以上実施する割合)	小学校	69.9%	64.1%	〈R5〉81.0%
		中学校	94.7%	93.4%	〈R5〉98.0%
	⑤専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を配置する県内公立小・中学校の割合	小学校	69.3%	67.8%	〈R5〉80.0%
		中学校	62.5%	65.6%	〈R5〉70.0%
	⑥児童・生徒に対して、図書館資料を活用した授業を学期に数回以上計画的に行った割合	小学校	85.8%	83.9%	〈R5〉90.0%
		中学校	68.4%	71.5%	〈R5〉80.0%
	⑦高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数		4,125時間	(未公表)	〈R5〉 5,100時間

① …… 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

②④⑤⑥ …… 県教育委員会「読書活動に関する調査」

③ …… 県教育委員会「市町の社会教育関連施設等状況調査」

⑦ …… 県学校図書館協議会司書部「学校図書館白書」

5 資料編

【資料 I】 調査・統計資料

- 1 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、10分以上すると回答した児童生徒の割合

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%)	62.5	61.1	62.4	61.8	64.4	63.9
(全国平均)	(64.9)	(64.2)	(63.5)	(63.3)	(66.2)	(65.7)
中学校(%)	50.7	48.6	46.4	47.7	49.6	45.5
(全国平均)	(53.4)	(52.2)	(49.7)	(51.4)	(53.5)	(50.4)

- 2 普段（月～金曜日）、1日当たり読書を全くしない県内公立小・中学校児童生徒の割合

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%)	21.4	21.9	21.3	21.7	19.5	19.1
(全国平均)	(19.3)	(19.9)	(20.6)	(20.5)	(18.7)	(18.7)
中学校(%)	35.7	37.7	39.6	38.1	34.8	38.7
(全国平均)	(34.3)	(35.0)	(37.2)	(35.6)	(32.9)	(34.8)

- 3 ボランティアと連携している県内公立小・中学校、高等学校の数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	270/375(72.0)	(81.1)	259/368(70.4)	(81.4)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	37/156(23.7)	(28.1)	35/154(22.7)	(30.0)	
高等学校(%)	0/58(0.0)	(2.8)	0/58(0.0)	(2.8)	

- 4 公共図書館との連携をしている県内公立小・中学校、高等学校の数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	225/375(60.0)	(79.9)	250/367(68.1)	(82.2)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	66/156(42.3)	(52.4)	79/153(51.6)	(57.5)	
高等学校(%)	52/58(89.7)	(47.7)	58/58(100.0)	(51.1)	

- 5 県内公共図書館の児童書貸出冊数

（県教育委員会「市町の社会教育関連施設等状況調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
総冊数	2,696,521	3,227,856	3,227,856	3,297,381	3,588,193	(令和2年度に公表)

- 6 専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を配置する県内公立小・中学校の割合

（県教育委員会「読書活動に関する調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%)	43.8	41.1	43.0	51.0	69.3	67.8
(全国平均)	(64.2)					
中学校(%)	48.6	46.8	48.7	46.8	62.5	65.6
(全国平均)	(52.2)					

※26年度は、文部科学省「全国学力・学習状況調査」から

7 司書教諭の発令状況数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	223/375(59.5)	(66.2)	231/368(62.8)	(67.9)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	100/156(64.1)	(62.8)	99/154(64.3)	(64.6)	
高等学校(%)	51/58(87.9)	(84.9)	51/59(86.4)	(87.0)	

8 学校司書の発令状況数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	167/375(44.5)	(54.5)	129/368(35.1)	(59.3)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	92/156(59.0)	(52.8)	65/154(42.2)	(57.3)	
高等学校(%)	58/58(100.0)	(66.5)	58/59(98.3)	(66.9)	

9 学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	174/371(46.9)	(60.3)	210/367(57.2)	(66.4)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	43/156(27.6)	(50.0)	55/153(35.9)	(55.3)	

10 学校図書館の蔵書情報をデータベース化している県内公立小・中学校、高等学校の数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	280/375(74.7)	(71.6)	276/367(75.2)	(73.9)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	125/156(80.1)	(69.9)	124/153(81.0)	(72.7)	
高等学校(%)	58/58(100.0)	(90.5)	58/58(100.0)	(91.3)	

11 県立学校図書館の生徒一人あたり年間貸出冊数の推移

(三重県学校図書館協議会司書部発行「学校図書館白書」から)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
貸出冊数	4.6	4.4	4.5	4.1	4.4	(令和2年度に公表)

12 県立学校間の図書館資料相互貸借冊数

(三重県学校図書館協議会司書部発行「学校図書館白書」から)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
相互貸出冊数	6,615	5,909	6,032	6,941	10,561	(令和2年度に公表)

13 児童・生徒に対して、図書館資料を活用した授業を学期に数回以上計画的に行った割合

(県教育委員会「読書活動に関する調査」から)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%)	81.8	83.1	82.8	84.0	85.8	83.9
(全国平均)	(82.6)	(83.0)	(83.9)			
中学校(%)	44.7	45.3	48.4	66.4	68.4	71.5
(全国平均)	(44.9)	(46.5)	(49.6)			

※26年度～28年度は、文部科学省「全国学力・学習状況調査」から

14 高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数

(三重県学校図書館協議会司書部「学校図書館白書」から)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
時間数	2,900	2,907	3,358	3,931	4,125	(令和2年度に公表)

15 一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合(週に2回以上実施する割合)

(県教育委員会「読書活動に関する調査」から)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%) (全国平均)	73.8 (61.1)	79.2	79.2	77.3	69.9	64.1
中学校(%) (全国平均)	87.0 (70.2)	91.7	91.0	93.5	94.7	93.4

※26年度は、文部科学省「全国学力・学習状況調査」から

16 全校一斉読書活動を実施する県内公立小・中学校、高等学校の数

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から)

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%) うち朝読(%)	345/375(92.0) 256/345(74.2)	(96.8) (71.3)	345/367(94.0) 245/345(71.0)	(97.1) (68.5)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%) うち朝読(%)	125/156(80.1) 93/125(74.4)	(88.5) (73.4)	122/153(79.7) 88/122(72.1)	(88.5) (72.7)	
高等学校(%) うち朝読(%)	14/58(24.1) 8/14(57.1)	(42.9) (66.5)	15/58(25.9) 9/15(60.0)	(42.7) (63.2)	

17 全国小・中学校、高等学校の児童生徒の毎年5月(1か月間)の平均読書冊数

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」から)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(冊)	11.4	11.2	11.4	11.1	9.8	11.3
中学校(冊)	3.9	4.0	4.2	4.5	4.3	4.7
高等学校(冊)	1.6	1.5	1.4	1.5	1.3	1.4

18 全国小・中学校、高等学校の児童生徒の不読者(毎年5月1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒)の割合

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」から)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%)	48.7	51.9	57.1	50.4	55.8	55.3
中学校(%)	15.0	13.4	15.4	15.0	15.3	12.5
高等学校(%)	3.8	4.8	4.0	5.6	8.1	6.8

<参考>

学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数（市町別）

市町名	小学校（達成校数／調査校数）	中学校（達成校数／調査校数）
桑名市	24／27	8／9
木曾岬町	*1／1	0／1
いなべ市	11／15	2／4
東員町	*6／6	*2／2
四日市市	29／38	9／22
菰野町	*5／5	*2／2
朝日町	0／1	0／1
川越町	*2／2	*1／1
鈴鹿市	12／30	3／10
亀山市	*11／11	*3／3
津市	27／51	4／20
松阪市	20／36	5／10
多気町	3／5	0／2
明和町	1／6	0／1
大台町	0／4	0／2
伊勢市	8／24	1／12
玉城町	1／4	0／1
南伊勢町	*3／3	*2／2
大紀町	*4／4	1／2
度会町	*1／1	0／1
鳥羽市	5／9	0／5
志摩市	7／14	2／7
伊賀市	10／21	7／10
名張市	1／14	0／5
尾鷲市	4／7	0／2
紀北町	5／10	1／4
熊野市	5／9	1／7
御浜町	0／4	0／3
紀宝町	4／5	1／2
合 計	210／367	55／153

※P38【資料 I】の「9 学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数」の内訳
（文部科学省 平成 28 年度「学校図書館の現状に関する調査」から）

* 各市町内の全公立小中学校が学校図書館図書標準を達成（達成率 100%）している場合は、その学校数をゴシック体表記としています。

【資料Ⅱ】県内公立図書館等一覧

公立図書館

	図書館名	住 所	電話番号
1	三重県立図書館	〒514-0061 津市一身田上津部田 1234	059-233-1180
2	桑名市立中央図書館	〒511-0068 桑名市中央町 3-79	0594-22-0562
3	ふるさと多度文学館	〒511-0106 桑名市多度町多度 2-24-1	0594-48-7000
4	長島輪中図書館	〒511-1125 桑名市長島町源部外面 337	0594-41-1040
5	いなべ市藤原図書館	〒511-0511 いなべ市藤原町市場 493-1	0594-46-4150
6	いなべ市北勢図書館	〒511-0428 いなべ市北勢町阿下喜 3083-1	0594-72-2200
7	いなべ市員弁図書館	〒511-0224 いなべ市員弁町大泉 1201	0594-74-5077
8	いなべ市大安図書館	〒511-0274 いなべ市大安町大井田 1305	0594-87-0021
9	木曽岬町立図書館	〒498-8503 桑名郡木曽岬町大字西対海地 251	0567-40-9010
10	東員町立図書館	〒511-0251 員弁郡東員町山田 1700	0594-86-2818
11	四日市市立図書館	〒510-0821 四日市市久保田 1-2-42	059-352-5108
12	菰野町図書館	〒510-1253 三重郡菰野町大字潤田 1250	059-391-1400
13	あさひライブラリー	〒510-8103 三重郡朝日町柿 2278	059-377-6111
14	鈴鹿市立図書館	〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町 812	059-382-0347
	鈴鹿市立図書館江島分館	〒513-0836 鈴鹿市中江島町 3-27	059-387-0665
15	亀山市立図書館	〒519-0151 亀山市若山町 7-20	0595-82-0542
16	津市津図書館	〒514-8611 津市西丸之内 23-1	059-229-3321
	津市津図書館美杉図書室	〒515-3421 津市美杉町八知 5580-2	059-272-8092
17	津市久居ふるさと文学館	〒514-1136 津市久居東鷹跡町 2-3	059-254-0011
	津市久居ふるさと文学館ポル タひさいふれあい図書室	〒514-1118 津市久居新町 3006	059-254-0464
18	津市河芸図書館	〒510-0314 津市河芸町浜田 782	059-245-5300
19	津市芸濃図書館	〒514-2211 津市芸濃町椋本 6824	059-265-6004
20	津市美里図書館	〒514-2113 津市美里町三郷 51-3	059-279-8122
21	津市安濃図書館	〒514-2326 津市安濃町東観音寺 418	059-268-5822
22	津市きらめき図書館	〒514-0314 津市香良洲町 2167	059-292-4191
23	津市一志図書館	〒515-2521 津市一志町井関 1792	059-295-0116
24	津市うぐいす図書館	〒515-2602 津市白山町二本木 1139-2	059-262-5000
25	松阪市松阪図書館	〒515-0818 松阪市川井町 772-10	0598-21-3190
26	松阪市嬉野図書館	〒515-2324 松阪市嬉野町 1429-1	0598-48-1800
27	多気町立多気図書館	〒519-2181 多気郡多気町相可 1628	0598-38-1133
28	多気町立勢和図書館	〒519-2215 多気郡多気町朝柄 2889	0598-49-4500
29	明和町立図書館	〒515-0332 多気郡明和町馬之上 944-2	0596-52-7131
30	大台町立図書館	〒519-2404 多気郡大台町佐原 810	0598-84-1100
31	伊勢市立伊勢図書館	〒516-0076 伊勢市八日市場町 13-35	0596-21-0077
32	伊勢市立小俣図書館	〒519-0505 伊勢市小俣町本町 2	0596-29-3900
33	鳥羽市立図書館	〒517-0022 鳥羽市大明東町 1-6	0599-26-4555
34	志摩市立図書館	〒517-0502 志摩市阿児町神明 1074-15	0599-43-8000

	図書館名	住 所	電話番号
35	伊賀市上野図書館	〒518-0873 伊賀市上野丸之内 40-5	0595-21-6868
	伊賀市上野図書館阿山図書室	〒518-1315 伊賀市川合 3370-29	0595-43-0154
	伊賀市上野図書館島ヶ原図書室	〒519-1711 伊賀市島ヶ原 4739	0595-59-2291
	伊賀市上野図書館大山田図書室	〒518-4222 伊賀市平田 3154	0595-47-1175
	伊賀市上野図書館青山図書室	〒518-0226 伊賀市阿保 1411	0595-52-1110
	伊賀市上野図書館いがまち図書室	〒519-1412 伊賀市下柘植 702	0595-45-9122
36	名張市立図書館	〒518-0712 名張市桜ヶ丘 3088-156	0595-63-3260
37	尾鷲市立図書館	〒519-3616 尾鷲市中村町 10-41	0597-23-8282
38	熊野市立図書館	〒519-4324 熊野市井戸町 643-2	0597-89-3686
39	紀宝町立鶴殿図書館	〒519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿 1410	0735-32-4646

図書館同種施設

	図書館名	住 所	電話番号
1	神宮文庫	〒516-0016 伊勢市神田久志本町 1711	0596-22-2737
2	三重県視覚障害者支援センター	〒514-0003 津市桜橋 2-131	059-228-6367
3	上野点字図書館	〒518-0851 伊賀市上野寺町 1184-2	0595-23-1141

公民館図書室等

	施設の名称	住 所	電話番号
1	あさけプラザ図書館	〒510-8028 四日市市下之宮町 296-1	059-363-0102
2	楠交流会館図書室	〒510-0103 四日市市楠町北五味塚 1211-1	059-397-2277
3	川越町あいあいセンター図書室	〒510-8123 三重郡川越町豊田一色 314	059-364-2500
4	関文化交流センター	〒519-1107 亀山市関町木崎 1011-1	0595-98-1038
5	津市片田公民館図書コーナー	〒514-0082 津市片田井戸町 17-2	059-237-1513
6	津市南郊公民館図書コーナー	〒514-0819 津市高茶屋 3-25-6	059-234-5703
7	津市豊里公民館図書コーナー	〒514-0126 津市大里睦合町 610-1	059-232-2250
8	津市敬和公民館図書コーナー	〒514-0015 津市寿町 21-22	059-225-2325
9	津市桃園公民館図書室	〒514-1116 津市新家町 1365-5	059-256-7686
10	津市戸木公民館図書室	〒514-0038 津市戸木町 1782	059-255-2135
11	津市七栗公民館図書室	〒514-1254 津市森町 286	059-252-1986
12	津市立成公民館図書室	〒514-1113 津市野村町 874-8	059-256-9393
13	津市立草生公民館図書コーナー	〒514-2328 津市安濃町草生 4249-1	059-268-4380
14	津市村主公民館図書コーナー	〒514-2312 津市安濃町連部 69-1	059-268-4381
15	津市安濃公民館図書コーナー	〒514-2303 津市安濃町内多 3653	059-268-4382
16	津市明合公民館図書コーナー	〒514-2324 津市安濃町栗加 978	059-268-4383
17	津市大井公民館図書コーナー	〒515-2524 津市一志町大仰 217-1	059-293-6673
18	津市波瀬公民館図書コーナー	〒515-2522 津市一志町波瀬 2232-2	059-294-7472
19	津市川合公民館図書コーナー	〒515-2515 津市一志町八太 1008-1	059-293-3711
20	津市一志高岡公民館図書コーナー	〒515-2516 津市一志町田尻 605-2	059-293-5611

	施設の名称	住 所	電話番号
21	津市白山公民館図書コーナー	〒515-2603 津市白山町川口 897	059-262-7027
22	津市元取公民館図書コーナー	〒515-3139 津市白山町城立 305	059-267-3057
23	津市家城公民館図書コーナー	〒515-3133 津市白山町南家城 851-3	059-262-0484
24	津市大三公民館図書コーナー	〒515-2605 津市白山町二本木 1001-253	059-262-2666
25	津市倭公民館図書コーナー	〒515-2622 津市白山町中ノ村 581	059-262-0485
26	津市八ツ山公民館図書室	〒515-2615 津市白山町八対野 994-1	059-262-0432
27	津市竹原公民館図書室	〒515-3201 津市美杉町竹原 2777	059-262-3014
28	津市八知公民館図書室	〒515-3421 津市美杉町八知 5828-1	059-272-8092
29	津市太郎生公民館図書室	〒515-3536 津市美杉町太郎生 2120	059-273-0222
30	津市八幡公民館図書室	〒515-3531 津市美杉町奥津 1288-8	059-274-0222
31	津市多気公民館図書室	〒515-3312 津市美杉町上多気 1031	059-275-0222
32	津市下之川公民館図書室	〒515-3203 津市美杉町下之川 6115	059-276-0222
33	三雲みんなの図書館コミユカル	〒515-2112 松阪市曾原町 774	0598-56-2801
34	松阪市飯南公民館図書コーナー	〒515-1302 松阪市飯南町横野 848	0598-32-3950
35	荻原公民館図書室	〒519-2505 多気郡大台町江馬 701	0598-76-0171
36	伊勢市生涯学習センターいせトピア図書室	〒516-8520 伊勢市黒瀬町 562-12	0596-21-0900
37	伊勢市ハートプラザみその図書室	〒516-0804 伊勢市御園町長屋 2767	0596-22-7355
38	伊勢市立二見公民館図書室	〒519-0609 伊勢市二見町茶屋 209	0596-42-1117
39	志摩図書室	〒517-0703 志摩市志摩町和具 535	0599-85-7801
40	磯部図書室	〒517-0214 志摩市磯部町迫間 878-9	0599-55-2881
41	大王図書室	〒517-0603 志摩市大王町波切 3902	0599-72-2468
42	浜島図書室	〒517-0404 志摩市浜島町浜島 755	0599-53-1511
43	玉城町図書館	〒519-0415 度会郡玉城町田丸 114-1	0596-58-8212
44	みなみいせ図書室	〒516-0101 度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3917	0599-67-1011
45	なんとうふれあい図書室	〒516-1423 度会郡南伊勢町村山 1132-1	0596-76-1501
46	度会町中央公民館図書室	〒516-2103 度会郡度会町棚橋 314	0596-62-1588
47	尾鷲市立須賀利コミュニティセンター図書室	〒519-3421 尾鷲市須賀利町 176	0597-26-2260
48	尾鷲市立矢浜コミュニティセンター図書室	〒519-3671 尾鷲市矢浜 1-22-12	0597-22-6367
49	尾鷲市立九鬼コミュニティセンター図書室	〒519-3701 尾鷲市九鬼町 255	0597-29-2164
50	尾鷲市立早田コミュニティセンター図書室	〒519-3702 尾鷲市早田町 25-3	0597-29-2139
51	尾鷲市立三木浦コミュニティセンター図書室	〒519-3814 尾鷲市三木浦町 273-18	0597-28-2837
52	尾鷲市立三木里コミュニティセンター図書室	〒519-3811 尾鷲市三木里町 275-43	0597-28-2274
53	尾鷲市立古江コミュニティセンター図書室	〒519-3922 尾鷲市古江町 637-22	0597-27-2769
54	尾鷲市立賀田コミュニティセンター図書室	〒519-3921 尾鷲市賀田町 1661	0597-27-2088
55	尾鷲市立曾根コミュニティセンター図書室	〒519-3924 尾鷲市曾根町 606-1	0597-27-3141
56	尾鷲市立梶賀コミュニティセンター図書室	〒519-3923 尾鷲市梶賀町 313	0597-27-3430
57	紀伊長島図書室	〒519-3205 北牟婁郡紀北町長島 2141	0597-47-3906
58	海山図書室	〒519-3406 北牟婁郡紀北町相賀 513	0597-32-3915
59	児童図書室	〒519-3406 北牟婁郡紀北町相賀 379-1	0597-33-0025
60	熊野市紀和コミュニティセンター図書室	〒519-5413 熊野市紀和町板屋 82	05979-7-0051
61	御浜町中央公民館図書室	〒519-5204 南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926-1	05979-2-3151

【資料Ⅲ】三重県子ども読書活動推進会議委員名簿

(令和元年度)

区 分	委員名	所属・役職
学識経験者	福永 智子	椋山女学園大学 教授
保育所関係者	舟戸 勇子	志摩市安乗保育所 所長
幼稚園関係者	門脇 光禪	聖ヤコブ幼稚園 園長
	村井 知枝美	津市立桃園幼稚園 園長
学校教育関係者	河北 大満	津市立白塚小学校 校長
	二宮 由加利	三重県立盲学校 学校司書
三重県書店商業組合	別所 信啓	別所書店 代表取締役
P T A関係者	北野 ひろみ	三重県P T A連合会 理事
読書ボランティア	中村 礼子	中部読み聞かせサークル 代表
児童図書関係者	中澤 利美	児童図書館研究会三重支部 代表
公立図書館関係者	林 千智	多気町立勢和図書館 館長補佐
三重県公共図書館協議会	井辺 雅之	伊勢市立図書館 館長
三重県図書館協会	別所 志津子	三重県立図書館 館長
県健康福祉部	高濱 公生	三重県子ども・福祉部 少子化対策課 課長
県教育委員会	大塚 千尋	三重県教育委員会事務局 小中学校教育課 課長
	林 幸喜	三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 課長

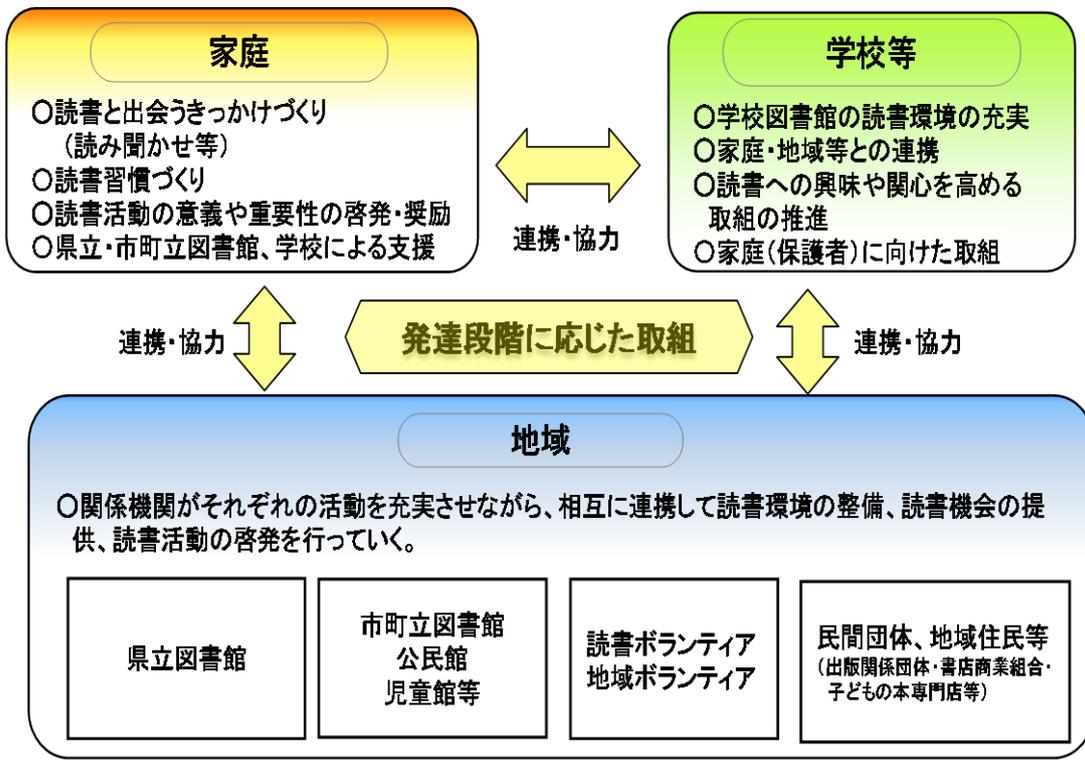
【資料Ⅳ】

第四次三重県子ども読書活動推進計画 概要

基本的な方針

- ① 子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進
- ② 家庭・地域・学校等のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進
- ③ 五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

家庭、地域、学校等が相互に連携・協力し、社会全体で発達段階に応じた取組を推進



推進体制の充実

- 横断的な取組の推進 (三重県子ども読書活動推進会議等の開催)
- 市町等教育委員会等との連携・協力 (情報交換会、研修会等の開催、市町子ども読書活動計画策定の支援)
- 民間事業者等多様な主体との連携
- 助言や情報提供等の支援
- 研修会等の開催によるスキルアップ
- 読書ボランティア等に対する支援
- 社会的機運の醸成
- 子ども読書活動推進計画のPDCAサイクルに基づく進行管理 (三重県子ども読書活動推進会議等での意見を次年度以降の取組に反映)

第四次三重県子ども読書活動推進計画

令和2年3月

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

TEL 059-224-3322 FAX 059-224-3023

E-mail : shabun@pref.mie.lg.jp